別紙３

維持管理等計画書

事業名称	エスケーアイ仙台青葉発電所		
発電設備の名称	エスケーアイ仙台青葉発電所		
事業区域（予定地） （土地の地番は全筆記入すること。）	宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 103-1 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 25-19 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 25-20 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 25-21 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 25-22 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 25-37 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 25-38 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 25-39 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 25-40 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 25-41 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 25-42 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 25-43 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 25-47 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 100-3 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 101-1 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 102-1 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 104-1 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 104-5 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 105-3 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 223 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 224 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 230 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 233 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 234 宮城県仙台市青葉区錦ヶ丘５丁目 235		
発電出力	1500　kW	太陽電池モジュールの合計出力	1816.96　kW
運転開始予定年月日	2018 年　　1 月　　25 日		
設備 ID （FIT 制度等による認定を受けている場合）	A600182B04		
事業者 （維持管理等責任者）	住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒460-0012 愛知県名古屋市中区千代田五丁目 21 番 20 号	
	氏名 （法人にあっては、名称及び代表者氏名）	株式会社サカイホールディングス 代表取締役社長　朝田　康二朗	
	連絡先	052-262-4725	
維持管理等を行う者 （委託の場合は、委託先）	住所 （法人にあっては、主たる	〒460-0012 愛知県名古屋市中区千代田五丁目 21 番 20 号	

	事務所の所在地）	
	氏名 （法人にあっては、名称及び代表者氏名）	株式会社サカイホールディングス 代表取締役社長　朝田　康二朗
	連絡先	052-262-4725
人員配置及び体制計画 （実施体制図）	添付資料のとおり	
維持管理等の内容・方法	添付資料のとおり	
土砂災害その他の災害の発生を防止するために予定している措置及び実施体制	電気主任技術者による巡視点検・設置者による法面などの確認。	
太陽光発電施設の損壊等が発生した場合に予定している措置及び実施体制	現状復旧を基本とした工事を実施する。	
災害その他非常の場合に連絡すべき地域住民等の範囲	錦ケ丘５丁目の自治会長	
災害その他非常の場合の市への報告方法	速報は電気主任技術者が行い、詳報は追って事業者が行う	
維持管理等の結果の記録方法	保安規定に基づき点検結果を設置者が記録を保管する。	
その他		

添付書類

1　実施体制図
2　定期点検スケジュール
3　点検項目、点検箇所、点検方法が分かる書類

エスケーアイ仙台青葉発電所　事業実施体制図

１．発電設備の名称

エスケーアイ仙台青葉発電所

２．発電設備の設置場所

宮城県仙台市青葉区錦が丘 5-103-1　他

３．事業者名

株式会社サカイホールディングス　代表取締役社長　朝田 康二郎

４．保守点検責任者

事業者と同一

（体制図）

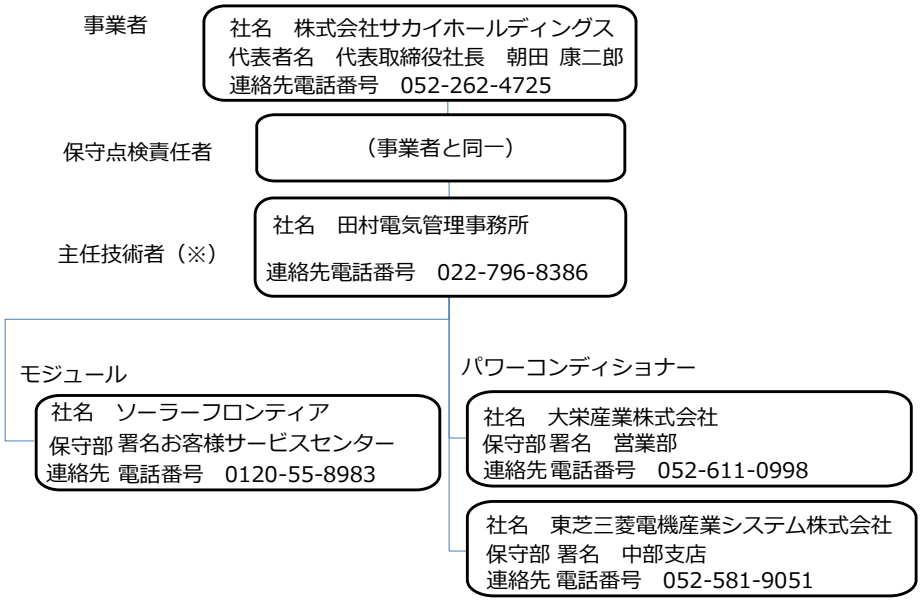

■上記体制表のとおり調達期間にわたり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制が国内に備わっています。

■当該設備に関し、事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制となっています。

定期点検スケジュール

発電所名：エスケーアイ仙台青葉発電所

設置者：株式会社サカイホールディングス　052-262-4725（直通）

主任技術者：田村克則　022-795-8386

点検スケジュール

予定	点検	実施者	主な内容
１月末	年次点検	主任技術者	絶縁測定、接地抵抗測定、 継電器試験、外観点検等 （保安規定に基づく）
４・７・１０ 月末	月次点検	主任技術者	外観点検、計器指示値の確認等 （保安規定に基づく）
３月	日常巡視	設置者	外観点検、パネル診断、各種補修、草刈り等 （保安規定に基づく）
６月			
９月			
１２月			

点検・測定等の実施基準
（需要設備、受変電設備）

○印は該当項目を示す。

電気工作物		点検・測定項目	点検種別 日常巡視	月次点検	年次点検	臨時点検
		需要設備	随時	ー月ー回	ー年ー回	
		売電専用（太陽電池等）発電所	随時	3か月1回	毎年1回	
引込設備・受変電設備・配電設備・二次変電設備等	区分開閉器　引込線 電柱及び支持物 ケーブル	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 保護継電器との連動動作試験 保護継電器の動作特性試験	＊	○	○ ○ ○ ○ ○	電気事故が発生した場合若しくは発生のおそれがある場合等　必要に応じて特別に点検・測定等を行う。
	変電室・電気室 キュービクル	外観点検 計器指示値の確認	＊	○ ○	○	
	断路器　遮断器 開閉器 高圧負荷開閉器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 保護継電器との連動動作試験 保護継電器の動作特性試験 絶縁油試験 内部点検		○	○ ○ ○ ○ ○ 必要都度 必要都度	
	電力用ヒューズ	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定		○	○ ○ ○	
	計器用変成器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定		○	○ ○ ○	
	変圧器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 温度・二次漏洩電流測定 絶縁油試験 内部点検		○ ○	○ ○ ○ ○ 必要都度 必要都度	
	電力用コンデンサ リアクトル	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定		○	○ ○ ○	
	母線 避雷器 その他高圧機器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定		○	○ ○ ○	
	配電盤及び制御回路	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 電圧・負荷電流測定 計器校正・シーケンス試験		○	○ ○ ○ ○ 必要都度	
	接地装置	外観点検 観察点検 接地抵抗測定		○	○ ○ ○	
	蓄電池設備	外観点検 観察点検 比重・液温・電圧測定		○	○ ○	
負荷設備	電動機　照明装置 電熱器　電気溶接機 配線　配線器具 接地装置 その他電気機器類	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	＊	○	○ ○ ○ ○	

注1：＊印は設置者（連絡責任者等及び発電所運転責任者を含む）が随時巡視する。

注2：負荷設備等で甲が専門業者に点検をさせる場合は、電気管理技術者は甲からその結果の報告を受け確認するものとする。

点検・測定等の実施基準

（非常用予備発・小出力・配電線路・内燃力発電所）

非常用予備発電装置	原動機関係	外観点検 観察点検 燃料貯蔵量等の確認 起動・停止試験	＊	○ ○ ○	○ ○ ○ ○	需要設備に準じ
	発電機関係	外観点検 観察点検 発電電圧･周波数(回転数)確認 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定		○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
	遮断器　開閉器 その他電気機器類	受電設備に準ずる				
	蓄電池　充電装置 始動用装置	外観点検 観察点検 比重・液温・電圧測定 空気圧測定		○ ○	○ ○ 注4 ○ ○	

	項目　　種別	内燃力	太陽電池	風力発電	水力発電	燃料電池
小出力発電設備	電気工作物の点検･測定項目	点検･測定等の実施基準は種別毎の発電所の点検･測定に準ずる				
	点検頻度	月次･年次点検等の頻度は発電種別毎の発電所の頻度又は、需要設備に準ずる				
	※ 小出力発電設備の設置がある場合は該当種別に ◯ を附すこと。					

電気工作物		点検・測定項目	点検種別			
			日常巡視 随時	月次点検 一月一回	年次点検 一年一回	臨時点検
低圧配電線路	配電線路	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	＊	○	○ ○ ○ ○	需要設備準じる

電気工作物		点検・測定項目	点検種別			
			日常巡視 随時	月次点検 一月一回	年次点検 一年一回	臨時点検
内燃力発電所（ガスエンジンを含む）	原動機関係	外観点検 観察点検 起動・停止試験 保護継電器動作試験	＊	○	○ ○ ○ ○	必要に応じて特別に点検・測定等を行う。等電気事故が発生した場合若しくは発生のおそれがある場合
	発電機関係	外観点検 観察点検 保護継電器動作試験 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定		○	○ ○ ○ ○ ○	
	遮断器　開閉器 その他電気機器類	受電設備に準ずる				
	始動用装置	外観点検 観察点検 比重・液温・電圧測定 空気圧測定		○ ○	○ ○ 注4 ○ ○	
	配電盤及び制御装置	外観点検 観察点検 指示計測 保護継電器動作試験 絶縁抵抗測定 計器校正試験 シーケンス試験		○ ○	○ ○ ○ ○ 必要の都度 必要の都度	

注3： 絶縁油試験は、酸価度･絶縁耐圧試験を行う。

注4： 構造により省略することがある。（例　密閉型等）

点検・測定等の実施基準

（太陽電池 ・ 風力・燃料電池発電所）

電気工作物		点検・測定項目	点検種別 日常巡視 随時	月次点検 6か月1回	年次点検 毎年1回	臨時点検
太陽電池発電所 注6	□ 太陽電池 （モジュール・アレイ）	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	＊	○	○ ○ ○ ○	内燃力発電所に準じる
	中継接続箱	外観点検 観察点検	＊	○	○ ○	
	パワーコンディショナー	外観点検 観察点検	＊	○	○ ○	
	遮断器　開閉器 変圧器　接地装置 その他電気機器類	受電設備に準ずる				
	指示計測	運転・停止表示の有無 発電電力・発電電力量	＊	○ ○	○	

電気工作物		点検・測定項目	点検種別 日常巡視 随時	月次点検 ー月ー回	年次点検 ー年ー回	臨時点検
風力発電所 注6	原動機・発電機関係 （風車・ナセル等）	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 内部構造等の点検	＊	○	○ ○ ○ ○ 注5 ○	内燃力発電所に準じる
	蓄電池設備	外観点検 観察点検 比重・液温・電圧測定 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定		○	○ ○ 注4 ○ ○ ○	
	遮断器　開閉器 その他電気機器類	受電設備に準ずる				
	指示計測	運転・停止表示の有無 発電電力・発電電力量	＊	○ ○	○	

電気工作物		点検・測定項目	点検種別 日常巡視 随時	月次点検 ー月ー回	年次点検 ー年ー回	臨時点検
燃料電池発電所 注6	電池本体	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	＊	○	○ ○ ○ ○	内燃力発電所に準じる
	電力変換装置	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	＊	○	○ ○ ○ ○	
	遮断器　開閉器 その他電気機器類	受電設備に準ずる				
	指示計測	運転・停止表示の有無 発電電力・発電電力量	＊	○ ○	○	

注5： 当該設備製造者（メーカー等）、その他当該設備の構造・性能精通者（メンテナンス業者）により行い、その結果を電気管理技術者に報告するものとする。

注6： 当該発電所の点検（月次・年次）については、電気管理技術者と設置者は協議によりこの規程の他に別途細目を作成することができるものとする。

点検・測定等の項目及び点検種別等の説明

A　点検・測定等の項目

1. 外観点検　：　電気を活線下の状態において、はしご、その他の器具を用いないで到達できる範囲内で最も見やすい箇所から、①目視（必要に応じて簡単な携帯用計器の使用を含む。）による損傷、汚損、腐食等の有無、聴覚による異音、臭覚による異臭の有無②電線と他物との離隔距離の適否③機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無④接地線等の保安装置の取付け状態等を確認することをいう。

2. 観察点検　：　電気を停電の状態において容易に到達できる範囲内で最も見やすい箇所から目視による異常、触覚による異常の有無（必要に応じ塵埃等の除去及び機器の内部点検を含む）を確認することをいう。
　ただし、柱上設備など高所に設置され、触手することができない機器については、必要に応じて双眼鏡等を用いて確認することをいう。

3. 保護継電器の動作特性試験　：　保護継電器について電流・電圧・位相等による動作特性試験（単体試験）を行い、メーカー、JIS等の各種規格により指定された規定値により適否を判断することをいう。

4. 保護継電器の連動動作試験　：　当該継電器の整定値に対する開閉器・遮断器との連動動作時間を測定し、メーカー規定値内であるか確認することをいう。

5. 内部点検　：　遮断器・開閉器の機構部の機能の点検及び変圧器の過負荷使用による漏油等の異常の有無を点検することをいう。

B　点検の種別

1. 日常巡視　：　設置者等が日常行う巡視点検をいう。

2. 月次点検　：　活線下において点検することをいい、点検回数は契約書により定める。
（1）毎月点検　：　毎月1回以上行う。
（2）隔月点検　：　隔月1回以上行う。
（3）3月点検　：　3月に1回以上行う。
（4）6月点検　：　6月に1回以上行う。

3. 年次点検　：　停電状態にして年1回以上点検（経年変化の診断）することをいう。

4. 臨時点検　：　電気事故又はトラブルが発生した場合若しくは発生のおそれがある場合等必要に応じて特別に点検及び測定・試験を行うことをいう。

5. その他　：　電気工作物の設置又は変更の工事期間中の点検は、毎週1回以上行うものとする。